

十五年七月十八日

大蔵大書記官中野健明和蘭白耳義兩國勲章佩用

賞勲局上申

大蔵大書記官中野健明和蘭白耳義兩國勲章佩用ノ
義別紙ノ通願出候條御允許相成可然哉此段上申候
也十五年七月四日

大蔵大書記官中野健明願 賞勲局宛

和蘭國皇帝陛下ヨリ同國リッドル、フアン、ネーデル
ラント、レーウ第三等勲章賜與相成候ニ付右佩用
御許可被下度勲章勲記譯文相添此段奉願候也
月四日

天佑ニ因リ和蘭國皇帝タル「オランジー、ナスサウ侯ル
キエシビエール」大侯ウイレルム第三世千八百八十

二年四月五日内閣第二號ノ外務卿建言ニ因リ日本
國皇帝陛下ノ外務書記官中野健明君ヲリッドル・フ
アシ、子ーデルランセン、レーウ勲位ニ列セシムルヲ
テ適當ト慮リ朕此決議ヲ実行スルヲ外務卿ニ命
シ其爲ヲ勲章局長ニ送達ス
一千八百八十二年四月七日「スガラヘンハーゲン」於
テ

ウイルレム(手記)

外務卿

奉勅

ロチーツメン(手記)

内閣長不在ニ付

ババ、ケベルス、テイノード、レース

勲章局長

正偏

海軍中將エス、ス、グレゴリー

第百貳拾號

大蔵大書記官中野健明君ニ和蘭國公使館書記官奉
職中同國皇帝陛下ヨリリッドル・ファン、子ーデルラ
ンセン、レーウ第三等勲章ヲ賜與相成候儀相違無之候事
明治十五年七月三日 外務卿井上 馨

大蔵大書記官中野健明願 賞勲局宛

白耳我國皇帝陛下ヨリ同國ヲフヒシエー、ド、ロルド
ル、ド、レヲホール第四等勲章賜與相成候義右佩用御
許可被下度勲章勲記譯文相添此段奉願候也 十五年
七月四日

白耳義王レヲホール第二世此書ヲ見ル有衆ニ宣示
ス

前在佛悉律府日本公使館附一等書記官中野健明貴
下ニ殊寵ノ意ヲ表セント欲シ朕カ外務卿ノ奏議ニ
因リ左ノ如ク裁決ス

第一條中野健明貴下ヲ以テ「レオポール」勲章ノ「オ
ヒシエ」ニ叙ス

但文官勲章佩用ノ事

第二條中野健明貴下ハ本日ヨリ其勲位ニ列ス

第三條勲章事務總裁ナル朕カ外務卿ニ勅シ此宣示
ヲ奉行セシム

千八百八十二年三月六日佛悉律府ニ於テ之レヲ
裁ス

レオポール 自署

奉勅 外務卿「レール、オルバン」自署

第百二十一號

正寫 外務大輔「ハセン、ランヘルモン」

大藏大書記官中野健明「和蘭國公使館書記官奉
職中自耳義國皇帝陛下ヨリヲフヒシエ、ド、ロルド
ル、ド、レヲホール」第四等勲章ヲ賜與相成候儀相違無之候事

明治十五年七月三日 外務卿 井上 馨